

永平寺町防災公園条例を次のように公布する。

令和6年9月24日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第20号

永平寺町防災公園条例

(設置)

第1条 災害時における避難場所及び防火帯としての機能を備えるとともに、市民の交流の促進及び健康の増進を図るため、永平寺町防災公園（以下「防災公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神明防災公園	永平寺町松岡神明2丁目2番地7
薬師防災公園	永平寺町松岡薬師3丁目11番地

(行為の制限)

第3条 防災公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために防災公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は防災公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の防災公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に防災公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の許可の取消し)

第4条 町長は、前条第1項又は第3項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、防災公園の使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用の許可の条件を変更することができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 公衆の防災公園の利用に支障を及ぼすと認められたとき。

(原状回復)

第5条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに使用した当該施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第6条 町長は、防災公園の施設を損傷し、又は滅失させた者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(事故の責任)

第7条 防災公園内において、自己の不注意又は不可抗力により事故が生じた場合、町はその責めを負わない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。